新潟県企業局管理規程第12号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年12月24日

新潟県企業管理者　　桑　原　　勝　史

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成７年新潟県企業局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（特別休暇） **第17条**　特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17)　（略） (18)　職員が不妊治療を受ける場合　一の年において６日<u>（体外受精又は顕微授精を受ける場合にあっては、12日）</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (19)～(23)　（略） ２～３　（略）	（特別休暇） **第17条**　特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17)　（略） (18)　職員が不妊治療を受ける場合　一の年において６日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (19)～(23)　（略） ２～３　（略）

附　則

この規程は、令和４年１月１日から施行する。